

地研通信

発行人 阿部 稚里
編集人 西川 昇吾
発行所 三重短期大学
地域問題研究所
津市一身田中野157番地
〒514-0112 TEL(059)232-2341

題字 岡本祐次元学長

2024年 地域問題研究所研究員

(研究期間 2024年 4月～2025年 3月)

研究員

- 田中 武士 いのちを守る居場所としての公共図書館機能に関する研究
- 相川 悠貴 ウェアラブル生体センサを用いた日常の体調変動の予測
- 大畑 智史 三重県の関西地域との連携方法について
- 照井 遥瑛 複数不法行為者に対する連帯責任の正当化根拠に関する研究—アメリカ不法行為法における因果関係論を手掛かりとして—
- 駒田 亜衣 三重県の食状況の推移と地域の課題
- 田添 篤史 工場誘致が地域経済に及ぼす影響：熊本への TSMC 進出を事例として
- 高橋 彩 三重県の若年人口の転出とジェンダー意識、キャリア意識との関連
- 服部 知美 日本(三重県)における人工甘味料を含有する清涼飲料水販売の実態
- 古畑 淳 保育サービスの利用手続における市町村の利用調整についての研究
- 北村 香織 相模原市人権条例と相模原障害者殺傷事件～地方都市で人権擁護に取り組むということ

奨励研究員

- 武田 誠一 「個別避難計画」策定の課題の検証地域福祉を基盤とした防災を考える

特別研究員

- 楠本 孝 地方自治体のヘイトスピーチ対策

共同研究員 (研究代表者)

- 村瀬 博 (武田 誠一) 本学 元非常勤講師 / ヒアリング調査 (渉外担当)
- 水谷 久 (武田 誠一) 社会福祉法人あゆみ理事長・本学 非常勤講師 / ヒアリング調査 (渉外担当)

2024 年度 地研運営体制

所長	阿部 稚里
地研運営委員（法経）	西川 昇吾
地研運営委員（食栄/生活）	飯田 津喜美
地研通信 担当	西川 昇吾
地研年報 担当	飯田 津喜美
会計 担当	西川 昇吾
HP 担当	飯田 津喜美
研究交流集会 担当	武田 誠一

所員 本学の専任教員は研究所の所員となります。
 研究員 研究員は、研究費の支給を受けて、自ら設定したテーマについて地域に関する自主研究に従事します。

（研究期間 2024 年 4 月～2025 年 3 月）

研究概要

研究員名	研究テーマ	研究概要
田中 武士	いのちを守る居場所としての公共図書館機能に関する研究	<p>2015 年 8 月末、鎌倉市図書館の職員による Twitter（現 X）への投稿が話題となった。その内容は、「学校が始まるのが死ぬほどつらい子は、学校を休んで図書館にいらっしゃい」などと呼びかけるもので、そのメッセージへの賛意を示す反応が多くあった。これは長らく児童生徒（小中高生）の国内の自殺者数が 8 月に最も多くなる実態を踏まえてのものであると思われるが、身近にある公共図書館が子どもの居場所の一つとなりうると認識されている可能性を示すものであろう。現在、学生・生徒等（小中高生、大学生、専門学校等すべて）の自殺の実態はますます深刻化している。自殺に至る要因は複合的あるが、孤立や孤独など主観的、個人的要因とされがちなものも社会環境との関係性を無視することはできない（「健康の社会的決定要因」）。</p> <p>そこで本研究では、現代社会における孤立や孤独というキーワードを念頭に置き、居場所としての公共図書館機能の可能性について追究する。また、政策研究・研修の一環として行う本研究では、社会における孤独や孤立の実態を把握した上で、公共図書館が地域の中でどのような場となり得る可能性があるのか、社会的包摂の視点から検討する。そしてそのためには、現場職員との共同による調査・研究活動が不可欠である。</p>

相川 悠貴	ウェアラブル生体センサを用いた日常の体調変動の予測	<p>【背景】近年、身体に着用しながら継続的に心拍数や温度を測定することができている機器が発達してきた。その機器により、即時の体調評価が可能になってきたが、まだ予測に用いるまでの利用方法が発展していない。</p> <p>【目的】ウェアラブル生体センサにより採取した生体データを用いて、日常の体調変動予測方法を作成することである。</p> <p>【方法】対象者に対し、約4か月間の継続測定を行う。測定期間中、対象者はウェアラブル生体センサを着用し、継続的な生体データを入手する。加えて、生活活動と体調を毎日記録する。</p> <p>【予想される結果】体調不良が生じる際の、生体データの特異的な変化を発見する。</p> <p>【本研究の意義】体調不良の兆候が生じた際、事前に休養を取るよう進言できる知見が得られる。それにより、体調不良による学業や勤務の欠席削減に繋がる。これは、本学学生や三重県内生徒の学力向上や、三重県内勤労者の労働生産向上に繋がる。</p>
大畑 智史	三重県の関西地域との連携方法について	<p>日本各地において地方創生の議論が活発であるが、この議論における広域連携の視点は重要性を増すようになってきている。人口減少本格化などの問題を抱える三重県の活性化のため、設立されて10年以上経過した関西広域連合への正式参加などの視点を考慮し、三重県の関西地域との従来の連携方法のあり方を再検討すべきだと考えられる。本研究では、各産業の特徴、ICTシステム活用、税制優遇措置活用、補助金活用などの視点を考慮して、人口減少問題本格化などの問題を抱える三重県の活性化につながるような、本県のその連携方法のより良いあり方を分析することとする。当該分析は、三重県の「南北問題」解消などの三重県の地方創生の議論の際に役立つと考えられる。</p>
照井 遥瑛	複数不法行為者に対する連帯責任の正当化根拠に関する研究—アメリカ不法行為法における因果関係論を手掛かりとして—	<p>民法719条1項は、複数主体による不法行為（「共同不法行為」）を規律する規定である。同条は、複数の加害者間に行為に関する何らかの関連共同性があることを要件として、加害者各自が被害者の全損害について連帯責任を負う旨規定する。同条の適用を巡っては、四日市公害訴訟を主な機縁として、複数加害者間の関連共同性の判断基準を巡って様々な解釈・議論が判例・学説上盛んに展開され、複雑な様相を帯びてきたという経緯がある。</p> <p>現在、共同不法行為論は我が国の民法学における難問の一つと評されているが、その難問の根源は、共同不法行為が単独の不法行為（民法709条）の因果関係についてのルール例外であることから、1対1の事実的因果関係をどのように捉えるのかという前提問題に存するのではないかと考えられる。この点について学説は欧米の議論から多くの示唆を得ているが、近時、特にアメリカ法において、因果関係の存否に関する新たな判断基準が主流となりつつある。</p> <p>そこで本研究では、アメリカ不法行為法における事実的因果関係の捉え方に関する最新の議論を手掛かりとして、四日市公害訴訟をはじめ、損害の発生に複数の原因が関係する事例における因果関係論を再考し、民法719条における混線とした議論状況のうち、真に向き合うべき法的課題を明晰化したい。</p>
駒田 亜衣	三重県の食状況の推移と地域の課題	<p>これまで三重県では平成11、16、23、28年と約5年ごとに大規模な「秤量法」による栄養調査が実施され、三重の健康づくり基本計画の評価を行ってきた。令和4年の栄養調査はこれまでの方法とは異なり「食物摂取頻度調査法」で実施され、今後もこの方法で評価を行うこととなった。「秤量法」で実施されたこれまでの調査結果の推移を確認するとともに、「食物摂取頻度調査法」の結果と比較し、今後の健康づくり基本計画について考察する。</p> <p>また、「食物摂取頻度調査法」を用いて実施された自治体の調査結果を評価し、その地域の食品および栄養素等摂取量の過不足、課題を明らかにする。</p>

田添 篤史	工場誘致が地域経済に及ぼす影響：熊本へのTSMC進出を事例として	<p>2024年2月24日に熊本で開所式が開かれたTSMCの新工場は、その投資規模の大きさから注目を集めている。工場を誘致することで地域経済を活性化させようとする方法は伝統的なものであるが、それは現代においても意義を持っていると言えるのかを、この事例を元として検討していきたい。この工場の稼働は開始したばかりであるため、工場の本格的な稼働がどのような影響を及ぼすのかは今後の展開を待たなければならないが、工場建設それ自体が地域の経済に対して大きな影響を与えたこと、例えば建設予定地付近の地価が高騰したこと、などが報道されている。</p> <p>本研究では、その地域に居住している人々の職業や所得などの属性によってどのように影響が異なっているのかという点に特に注目して分析を行う予定である。本研究が対象とする事例は熊本県のものであるが、工場誘致による地域活性化という方策は一般的なものであり、将来的に三重県で同様の事例が生じることがあれば参考になるとと思われる。</p>
高橋 彩	三重県の若年人口の転出とジェンダー意識、キャリア意識との関連	<p>2024年の三重県のジェンダーギャップ指数は、経済分野は47都道府県中46位であり、その理由としてフルタイムの仕事に従事する男女の賃金が男性が32万4200円、女性が23万8700円と格差が大きいことが挙げられている（地域からジェンダー平等研究会，2024）。また共働き家庭で家事・育児などにかかる時間が、女性284分に対して、男性は50分であり、この差も41位である。三重県では進学・就職を機に県外転出する若者・女性が多いことも指摘されている（三重県，2023）。男女の賃金格差は、業種や雇用形態、性別役割分業意識など様々な要因があるが、若者のキャリア選択は、自分や親のジェンダー意識によっても影響を受けると考えられる。よって、本研究では三重県内の学校に進学する、あるいは三重県内で就職する、結婚するという若者の選択に、ジェンダー意識がどのような影響を与えているのかを明らかにすることを目的とする。</p>
服部 知美	日本(三重県)における人工甘味料を含有する清涼飲料水販売の実態	<p>人工甘味料はエネルギー量がほとんどないという点で甘味を摂りたい肥満者や糖の過剰摂取防止に寄与する目的で作られた。栄養指導においても砂糖代替甘味料として提案している。また、砂糖の約200倍以上の甘さから少量かつ組み合わせの工夫によって十分な甘さを得ることができるので、低コストの甘味料として工業的にも価値がある。そのために、「ノンカロリー」「微糖」等の表示がある清涼飲料水や嗜好飲料、菓子等の他、甘味料として多くの食品に使用されている。</p> <p>しかし肥満につながる可能性や糖代謝への悪影響が様々に報告されており、WHO(世界保健機関)は、人工甘味料を肥満や糖尿病等疾患の発症予防のために摂取しないよう勧告を発表するなど、世界的に新たな動きが出てきている。ところが日本では、人工甘味料摂取と肥満関連疾患の関連に関する報告はほとんどない。そこでまず基礎調査として、人工甘味料(アスパルテーム・L-フェニルアラニン化合物、アセスルファムカリウム、スクラロース等)を含む清涼飲料水の国内での販売状況を調査する。本研究で販売状況が明らかになれば、栄養指導への活用、人工甘味料摂取状況を基とした三重県内での臨床研究への基礎資料にもなり、ひいては三重県民の疾病予防と健康増進につなげることができる。</p>

古畑 淳	保育サービスの利用手続における市町村の利用調整についての研究	<p>2012年の子ども・子育て支援法の制定と児童福祉法等の改正により、多様な保育サービスが保育の制度に位置づけられるとともに、保育サービスの利用の仕組みが児童福祉法と子ども・子育て支援法の二法に新たに定められるに至った。新たな制度を一般に「子ども・子育て支援新制度」と呼んでいるが、同制度は行政法のいくつかの教科書でも取り上げられているところであり、たとえば、保育サービスの利用手続において市町村が行う利用調整の法的性格のほか、市町村の保育所の利用決定・拒否決定の法的性格などが分析されている。</p> <p>現行の保育の法制度の問題の1つは、「利用調整」等の保育の利用手続に関する法令の定めが不明瞭になっていることにあるが、加えて、保育サービスが多様化する中で、保育の利用関係が児童福祉法に基づき市町村と保護者との間で設定されるものと、そうでないもの（施設・事業者と保護者との間で設定されるもの）が存在するために、市町村が行う利用調整の法的位置づけないし法的性格が不明瞭になっている点にある。</p> <p>以上の問題関心に基づき本研究では、利用調整の実施のために市町村はどのような内容の条例ないし規則を制定し、また、要綱を定めているのかを調査する。そして、保育サービスの利用手続において市町村が行う利用調整の法的性格をはじめ、利用調整をめぐる法的諸問題（審査基準の設定とその公表、拒否決定における理由の提示等の行政手続法上の問題など）について検討することとする。</p>
北村 香織	相模原市人権条例と相模原障害者殺傷事件 ～地方都市で人権擁護に取り組むということ	<p>昨年度、相模原障害者殺傷事件について、4点の考察ポイントを設定して研究を進めたが、そのうちの1つ「相模原人権尊重のまちづくり条例の検討」をさらに深化させたいと考えている。2023年11月に相模原人権尊重のまちづくり条例の骨子が発表された。同年3月に発表された相模原市人権施策審議会による答申とはかけはなれた内容となっていることが各方面から指摘されている。地方都市は「人権尊重」についてどのように具体的に取り組むことができるのであろうか。条例の策定過程を再度丁寧に辿ることで、相模原人権尊重のまちづくり条例の特徴を明らかにし、津市における「人権尊重のまちづくり」の参考にできればと考えている。</p>
武田 誠一	「個別避難計画」策定の課題の検証 地域福祉を基盤とした防災を考える	<p>個別避難計画とは、災害時に避難支援を必要とする人について、個人の状況に合わせて策定する避難行動計画のことである。支援する人や避難先などを明確にし必要な範囲で共有することで、災害時の円滑で迅速な避難を図ることを目的としている。国によると2023年10月時点で個別避難計画を全部策定済自治体は151（8.7%）と低調である。一方、津市では2023年度秋に、個別避難計画の策定対象となる高齢者や障害者に支援の必要性の調査を行い、個別避難計画の策定が必要とした方については、自治会・自主防災組織等を通じて個別避難計画の策定を行っている。しかし、この策定過程で自治会・自主防災組織等担当者からは、地域のつながりの希薄化、高齢独居世帯の増加など個別避難計画策定での課題が浮き彫りになったと指摘されている。本研究では、個別避難計画策定で明らかになった課題を整理し、今後の対策を検討していく。</p>
楠本 孝	地方自治体のヘイトスピーチ対策	<p>国の法律であるヘイトスピーチ解消法は理念法にとどまり、解消に向けた具体的な施策は、地方自治体が地方の実情に合わせて実施することになっている。これを受けて、先進的な自治体のなかに、ヘイトスピーチ対策として、勧告、命令、氏名の公表、公共施設の利用制限、刑事規制などの対策を講じているものがある。こうした取り組みの状況を詳細に検討して、ヘイトスピーチ対策の現況を把握する。</p>

補遺：「相模原市人権尊重のまちづくり条例」をめぐって

楠本 孝

I はじめに

筆者は先に、相模原市人権施策審議会の「(仮称)相模原市人権尊重のまちづく条例」答申(2023年3月)について、その内容を検討し、不備と思われる論点を指摘する論考を公表した⁽¹⁾。脱稿した時点(2023年10月15日)では、答申を受けて相模原市がどのような条例を制定するかの方針を示す要綱は公表されていなかったが、2023年11月17日になって、市は条例案の骨子を公表した。答申は、「先進的で画期的な内容」と高く評価される内容をいくつも含んでいたが、骨子はそれらをことごとく退け、後ろ向きで平凡な内容のものであった。そして、答申に沿った条例の制定を求める人権団体、障害者団体による批判にもかかわらず、市は骨子に若干の修正を加えたものの、概ね骨子に沿った条例案を議会に上程し、市議会は2024年3月19日、これを可決し、「相模原市人権尊重のまちづくり条例」が成立した(4月1日施行)。本稿は、先の論考の補遺として、骨子及び条例の内容と骨子が答申を反映するに至らなかった理由についての市当局の説明に向けられた批判の当否について検討しようとするものである。とりわけ、市当局が、ヘイトスピーチの規制を見送った理由として挙げた「相模原市にはヘイトスピーチを規制すべき立法事実が存在しない」という判断に対する批判の当否について、詳しく検討してみたい。

II 答申と骨子及び条例の主な相違点

まず、答申と骨子及び条例の主な相違点について整理しておこう。

1. 答申は、「津久井やまゆり園事件」を条例の前文において「障害者に対する不当な差別的思考に基づくヘイトクライム」と明記することを求めていたのに対して、骨子は、「多くの尊い命が奪われるという、大変痛ましい事件」という表現に止めたので、障害者団体や人権団体から強い批判を受けた。その後のパブリックコメントなどを経て、条例案では、「障害者に対する不当な差別的思考に基づく犯罪」という表現に修正された。パブリックコメントに対する「市の考え方」では、この変更について「津久井やまゆり園事件に対する本市の認識がより明確になるように」修正したと説明している⁽²⁾。答申の趣旨に近づける修正といえるが、それでも「ヘイトクライム」という表現は「ヘイトクライムという用語は、国において確定した定義はなく、人によって解釈が異なる可能性があるため」、使用しないこととされた⁽³⁾。

なるほどヘイトクライムは、「不当な差別的思考に基づく犯罪」には違いないが、それを何故敢えて「ヘイトクライム」と呼ぶことを求めるかといえば、偏見に動機づけられた犯罪が、様々な動機に基づく犯罪のうちでも特に悪質であることを際立たせる象徴的な意義を有するからである。法律や条例に「前文」を置くのは、その法律や条例の目的や精神を述べるためであり、前文もその法律や条例の一部であり、本文と同じ法的性質を持つとされるが、このことは前文に裁判規範としての性格まで認められることを意味しない。すなわち、前文の規定を根拠として裁判所に救済を求めることはできないのであるから、前文で用いる文言に「確定した定義」があることに拘泥する必要はなく、確定した定義がなくとも条例の目的や精神をより明確に打ち出す文言を用いたとしても、条例の運用に混乱をもたらす要因にはならないだろう。その意味では、明確な定義がないことを理由にして津久井やまゆり園事件をヘイトクライムと明記しないのは、答申に沿った条例制定を求める立場からは、若干腰が引けた態度に見えたとしても無理はない。

2. 答申は、不当な差別的取扱いを受けた人の救済を図るため、独立性を持つ第三者機関(「相模原市人権委員会」)を設置することを求めていた。人権委員会は、被害者や第三者からの申出を契機とするほか、職権で救済を行う権能を有し、「救済」の方法としては、関係者等への調査や調整のほか加害者への「説示」が挙げられていた。これに対し骨子は、不当な差別的取扱いを受けた市民等が市長に対して、当該差別事案を解決するために必要な助言やあっせんを行うよう申立てることができるとし、市長は調

査をした上で、助言またはあっせんを行う。加害者が正当な理由なくあっせんに従わないときは、市長は勧告を行うことができる。助言やあっせんを行うにはあらかじめ人権委員会の意見を聴くことを原則とするが（あっせんに関する勧告には人権委員会への意見聴取の規定はない）、調査の結果必要がないと認められるときは、人権委員会の意見を聴くことなく行うこともできるとした。また、答申では、深刻で不当な差別事案が発生したときに、人権委員会が市長に対し「声明」を発出するよう建議する権能も付与されていたが、骨子では、この権能は削られた。つまり、人権機関は独立性を持った第三者機関ではなく、あくまで市長の付属機関として、市長の諮問に基づき意見を述べることに権能が限定されている。

市当局は、地方自治法上、人権委員会も市長の付属機関と位置づけざるを得ないと判断したとしている⁽⁴⁾。詳細は明らかでないが、一般論としては、地方自治法上、地方自治体の執行機関（地方公共団体の行政的事務を管理執行する機関であって、自ら地方公共団体の意思を決定し外部に表示する権限を有するもの⁽⁵⁾）は、長（知事、市町村長）のほか、委員会及び委員からなり、政治的中立性が求められる分野であって職権行使の独立性が保障されるべき場合や、専門知識が必要とされるために外部の学識経験者の判断に委ねることが適当と認められる場合、利害関係人の直接参加の要請が強い場合に、長から独立した執行機関として、委員会または委員が設けられる。執行機関としての委員会または委員は、法律の定めるところにより置かれる（138条の4第1項）。条例で設置することはできない。この執行機関法定主義が採られる理由は、地方公共団体の組織の根本に関する事項であるからとされる。執行機関法定主義の下では、条例で裁決機関としての審査会を設けることはできず、諮問機関としての審査会を設置するに止めざるをえない。執行機関の付属機関として、自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問または調査のための機関を設けることができるが、これは法律だけでなく条例によることができる（138条の4第3項）。それ故、付属機関であれば、地方公共団体の判断で条例により設置することが可能である。しかし、この付属機関は、執行機関とは異なり、自ら地方公共団体の意思を外部に表示することはできない⁽⁶⁾。人権委員会は、市長の付属機関としてのみ設置が可能であるが、付属機関である以上は、第三者機関としての独立性は認められない。ただ、市長の諮問機関としての権能を有するのみである⁽⁷⁾。

その一方で、諮問機関が、諮問を待たずに行政庁に意見を述べる（建議）権限を認められていることは珍しくない⁽⁸⁾。条例が、市内で「深刻で不当な」差別事案が生じた場合に、市長に「声明」を発出するよう建議することができる権能を人権委員会に付与したとしても、地方自治法に抵触することはないだろう。答申は、人権委員会が、声明を発出すべきと建議したのに、市長がこれに応じない場合はその理由を説明しなければならないとしていた。骨子が答申の内容を採用しなかったのは、これを市長の判断を「縛る」ものと理解した結果であるかもしれない。しかし、これを、市長の判断を縛るものではなく、何を「深刻で不当な差別」と見做すかは、立場によって意見が分かれることはあり得ることを前提に、その意見の相違を放置せず、意見の根拠を示す「理由」を明示していくことによって共通認識が得られるようにしていく過程を確保するためのものと理解することもできるはずである⁽⁹⁾。確かに、こうした共通認識を目指す議論の過程は、市長にとっては負担の大きいことであるかもしれないが、差別という複雑で微妙な判断を迫られる事象に理性的に対処していくには必要なことである。こうした煩わしさを避けるために、「建議」を受ける仕組みの導入を見送ったとすれば、市長が、差別の解消に消極的であると評されてもやむを得ないように思われる。

3. 答申は、人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身を理由とした不当な差別的言動を禁止の対象とした。そして、不当な差別的言動に対しては、拡散防止措置を講じること、不当な差別的言動が行われるおそれがある場合には、公の施設の利用を制限することを求めた。さらに、不当な差別的言動のなかでも特に「著しい差別的言動及び悪質な犯罪扇動」については、勧告、命令、公表に加えて罰則（秩序罰または行政刑罰）の適用も選択肢とした。これに対して骨子は、禁止される不当な差別的言動の対象を「本邦外出身者」に限定した上で、公共の場所での拡声器を用いるなどの方法による著しい侮辱、生命・身体・財産・名誉に危害を加えることの煽動又は告知、地域から退去させる言動については、勧告、命令、公表の措置を取り得るとしたが、罰則の適用は見送った。

骨子が、禁止される不当な差別的言動の対象を「本邦外出身者」に限定したこと、とりわけ「障害」

を削った点について批判が強い。津久井やまゆり園事件が発生した相模原市で、障害を理由とした差別的言動を禁止の対象から外したのは何故かという質問に対して、市当局者は「立法事実がない」と答えている⁽¹⁰⁾。「やまゆり園事件は非常に重く受け止めているが、禁止、規制の対象になる行為が障害者に行われていない」という認識が示されている。また、骨子が罰則の適用を見送った点についても批判が強い。市長が就任直後に、「川崎市に負けない条例を作りたい」と述べていたこともあり、罰則の適用を含む条例の制定を期待していた人権団体等から強い批判が起こった。この点につき市長は、「私は2019年の選挙で差別的言動を見てきた。これはいかんぞと思い、就任直後に川崎市に負けない罰則付きの条例を作りたいと話した。それからまもなく5年がたつが、差別的言動が目につくことはなかった。当初は高い拳を挙げたが、実態として立法事実がなくなっている」という認識を示している⁽¹¹⁾。5年前にはあった立法事実が、今はなくなっているから、条例に罰則を設ける必要はなくなっているというのである。

筆者は、先の論考で、答申に至るまでの審議会の議論に立法事実の検討が不足していたことを指摘した⁽¹²⁾。条例の立案当局も、障害を禁止されるべき不当な差別的言動の対象から外す理由に立法事実の欠如を挙げ、禁止対象になる本邦外出身者に対する不当な差別的言動について罰則の適用を見送った理由に立法事実の解消を挙げた。以下では、この点について、若干の理論的な検討を加えたい。

Ⅲ 立法事実に関する若干の検討

1. 立法過程における立法事実の意義

我が国の最高裁判所は、尊属殺重罰規定違憲判決（最大判昭48.4.4刑集27巻3号265頁）以来、法律や条例の合憲性を審査する際には、いわゆる目的・手段審査の手法を採ることが常になっている。法律や条例の立法目的の合憲性に加えて、その立法目的を達成する手段の合憲性を審査する手法である。そして、法律や条例の立法目的及び立法目的を達成する手段（規制手段）の合憲性を裏付け支える社会的・経済的・文化的な一般事実を立法事実という⁽¹³⁾。表現の自由を規制しようとする法律や条例では、立法目的の合憲性を支える立法事実は、やむにやまれぬ公共的利益の保存を目的とすることを示すものでなければならず、規制手段の合憲性を支える立法事実は、その公共的利益を保存するために是非とも必要な最小限度のものであることを裏付けるものでなければならない。

さらに、条例でヘイトスピーチを規制しようとする場合、国の「ヘイトスピーチ解消法」との関係も考慮する必要がある。ヘイトスピーチ解消法は、その前文で本邦外出身者に対する不当な差別的言動は「あってはならない」としたものの、法自体には処罰規定も禁止規定も設けなかった一方で、地方公共団体に、「当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める」ことを求めている。それ故、地方公共団体が条例でヘイトスピーチを規制しようとする場合には、当該地域でヘイトスピーチを規制しなければならない「実情」（立法事実）があること、そして規制の手段がその実情に照らして必要最小限のものでなければならない。

さらに、ヘイトスピーチを刑事規制する場合には、刑罰による法益の保護は法益保護の最後の手段（ultima ratio）でなければならぬという刑法の謙抑性ないし補充性の原則も顧慮されなければならない。言論の自由を刑罰でもって規制するのは、文字通り最終手段でなければならない。刑罰以外の他の手段では、ヘイトスピーチを止めることができないことを示す立法事実の存在も求められるのである。

以上は司法審査の際に考慮される立法事実であるが、立法過程においても、国や地方自治体は、立法の前提として、精密に立法事実を探知しておくべきである。立法過程において、規制目的の正当性と規制手段の相当性（補充性）を裏付ける立法事実を探知しておくことの要請は、粗雑な立法が横行することを抑制する意味がある。

2. 規制の及ぶ範囲が十分に限定されていれば、立法事実がなくても許されるか？

立法事実がないから刑事規制を見送ったとの相模原市長の説明に対する批判のなかに、「川崎型を採るなら、厳密な立法事実は必要でない」とするものがある⁽¹⁴⁾。川崎型とは、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が用いているヘイトスピーチ刑事規制の枠組みのことで、公共の場所での拡声器を用いるなどの方法による著しい侮辱、生命・身体・財産・名誉に危害を加えることの煽動又は告知、地域から退去させる言動について、勧告、命令の段階を経てもなお繰り返された場合に公表すると同時

に行政刑罰の適用を求めて検察庁に告発するというものである⁽¹⁵⁾。論者は、こうした嚴重すぎるほどの謙抑的な規制であれば、立法事実がなくても規制できるというのである。「立法事実がなくても、予防的観点から規制できる」、「厳密な立法事実を求めると、よほどのことがない限り規制できないということになり、マイノリティが被害を受けるのを待つような理屈になり、おかしい」という。

刑事規制の構成要件が、明確性を欠いていたり、過度に広汎であったりした場合には、立法事実を検証するまでもなく、違憲と判断することはできよう⁽¹⁶⁾。しかし、逆に、構成要件が一見明確でありかつ過度に広汎でもないように見える場合に、立法事実を欠いても刑事立法の在り方として問題がないといえるかは検討の必要がある。何故なら、構成要件は一見厳密な用語を用いていると見える場合でも、境界に曖昧な部分が残らざるを得ないからである。例えば、川崎市条例が用いている、そして相模原市条例でも採用されている「人以外のものに例えるなど、著しく侮辱するもの」という文言は、通常は、「ゴキブリ」とか「ダニ」とかいった文字通り「人以外のもの」に例えて侮辱する場合にだけ限定されているように見えるが、「人以外のものに例えるなど」とされていることから、人以外でなくても、例えば、外国人を一律に「犯罪者」や「寄生者」と決めつけるなどして「著しく侮辱する」場合も含むと解釈する余地は残されている⁽¹⁷⁾。「予防的観点から規制する」ことが強調されると、その余地は一層広がる。この場合、そうした拡張解釈が許されるか否かは、立法者がこの構成要件によってどのような立法事実に対処しようとしたのかの検証を通じて決定されるべきものである。このように考えると、立法事実は稀薄でも、予防的観点から規制が許されるという論理は、稚拙な立法と恣意的な法運用を招くおそれがあるように思われるのである。

3. 相模原市に立法事実はなくなったのか？

その一方、相模原市長の「立法事実はなくなった」という説明にも、承服しがたいものが残る。相模原市長は、2019年の段階では「川崎市に負けない条例」が必要だと考える程度のヘイトスピーチが見られたが⁽¹⁸⁾、5年を経て差別的言動はなくなったというのであるが、この間に、ヘイトスピーチのある「朝鮮 DVD」が市内の集合住宅に投函されたり、答申案を審議していた人権施策審議会の外国籍委員を誹謗する街宣が、市役所前や相模大野駅前で繰り返され、23年1月までに26回に及んだという報道もある⁽¹⁹⁾。にもかかわらず、「立法事実はなくなった」と評価するのは、「市は立法事実を極度に狭め、『死ね、殺せ』と叫ぶ街宣があったか否か、というように誤って理解しているからではないか」という見方がある⁽²⁰⁾。

答申は、公共の場所で、拡声器を用いたり、ビラを配布するなどして、外国人等に対し、人以外のものに例えるなどの著しい侮辱をしたり、生命、身体、自由または財産に危害を加えることを煽動又は告知したり、地域から退去させることを煽動・告知する行為を罰則の対象とすること（両論併記）を求めていたが、これらの行為に当てはまる事例だけが立法事実になりうるのであろうか。市当局は、おそらくそのように解したと思われる。それに対して、「差別を広げるような言動」はすべて立法事実となりうるという見解もある⁽²¹⁾。インターネット上の「在日特権」という一つの書き込みが、実際に火を放つヘイトクライムに直結している（京都ウトロ地区放火事件）ことを根拠にしている。

ヘイトスピーチを刑事規制しようとする場合の立法事実インターネット上の一つの書き込みや場末のトイレの落書きを含めるのは、さすがに広すぎるであろう。刑事規制の最終手段性のラインを不当に引き下げることに繋がる。他方で、前記の構成要件に該当するような事例に限定するのは狭きに失する。川崎市条例が示すように、新たに表現を規制しようとする場合の構成要件は、濫用防止の観点から、適用範囲を必要以上に狭く限定するものにならざるを得ない。その結果、法益を最大限に保護する規定にするのではなく、保護されるべき法益の侵害が誰の目にも明らかである範囲のみをカバーするものになる。しかし、立法の目的の正当性を基礎づけるのは保護法益（表現の自由の規制を正当化する対抗利益）そのものであるはずである。保護法益の侵害と見なせるような事例が立法事実と考えるべきである。川崎市条例の保護法益は、「居住する地域において平穏に生活する権利」とされ⁽²²⁾、相模原市条例の答申には保護法益についての言及はないが、筆者は先の論考で、「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」とすべきことを提案した⁽²³⁾。ヘイトスピーチを含む DVD が地域の集合住宅に投函されたり、外国籍委員を標的にした街宣活動が繰り返されたりしたことは、外国籍住民の「地域において平穏に生活する権利」を侵害するものといえるだろう。したがって、これらの事例を立法事実とすること

は十分に可能であったように思われる。それ故、「立法事実がなくなった」という市長の説明には承服しがたいのである。むしろ、公共の場所でのヘイトビラの配布を処罰の対象とするだけでなく、不特定多数の住宅への投函も処罰の対象に含めるなどの、相模原市の「実情」に合った規制の在り方を考えるべきであったのではなかろうか。

相模原市長は、「川崎市には外国人の集住地区があるから先進的な取り組みがなされているが、集住地区がない相模原市では罰則を設けるのは難しかった」と述べたと報じられている⁽²⁴⁾。審議会でもこのような見解を述べる委員がいた⁽²⁵⁾。確かに、集住地区の存在は、「地域の実情」の一つであり、重要な立法事実であることはその通りであるが、だからといって、集住地区がないことが規制の必要性を否定する立法事実になるとは思われぬ。大阪の集住地区で長年暮らし、今は相模原市で生活する在日コリアン3世の女性の、大阪のコリアンタウンで暮らしたいたときには、「同胞に囲まれている心強さから、差別があっても『またか』とやり過ごせた」が、相模原市で受けたヘイトスピーチは、「同じボリュームでもとてもよく響く感じがする。数が少ないからかえって標的として自分が目立ってしまう感覚。ますます声が上がられず、孤立させられる」という証言⁽²⁶⁾には説得力がある。こうした当事者の証言や体験を丹念に収集すれば、集住地区がない相模原市でもヘイトスピーチ規制を必要とする立法事実になり得る。

以上のように、外国にルーツを持つ人たちを標的にするヘイトスピーチ規制を正当化する立法事実は相模原市にも存在すると評しうると思われる。

4. 立法事実が薄くても、自治体が掲げる理念に基づいて規制することも許されるか？

相模原市では、津久井やまゆり園事件を受けて、2019年に人権施策推進指針を改定し、「一人一人が、かけがえのない個人として尊重され、お互いの人権を認め合う共生社会の実現」を基本理念に掲げているところ、「立法事実が薄くても、自治体が掲げる理念に照らして規制するという議論はあり得る」、「実際にやまゆり園事件という凄惨なヘイトクライムが起こったことを理由に、相模原市がヘイトスピーチの処罰を行うというのは十分あり得る」という見解がある⁽²⁷⁾。

津久井やまゆり園事件後も、ネット上に犯人の言説に同調する言説が絶えない現状があるなか、国連障害者の権利に関する委員会は、2022年9月に日本の第1回政府報告に対する総括所見において、締約国に「優生思想及び非障害者優先主義に基づく考え方に対処する観点から、津久井やまゆり園事件を見直し、社会におけるこうした考え方の助長に対する法的責任を確保すること」を勧告した(10(a))。障害者に対するヘイトスピーチの規制は、国際的な要請でもある。

しかし、いやしくも表現の自由の規制を正当化する根拠を「共生社会の実現」といった理念、理想に求めることは許されない。市民は、どんな理念や理想に対しても、反対する自由を有する。表現の自由を規制することが許されるのは、「やむにやまれぬ公共的利益」を保存するために必要不可欠な場合に限られる。ヘイトスピーチの規制を正当化する「やむにやまれぬ公共的利益」とは、市民各自の「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」である。そして、ヘイトスピーチによって個人としての尊厳を保って平穏に生活する権利が侵害されている事実が立法事実である。こうした立法事実があることが、ヘイトスピーチを規制する根拠でなければならない。

相模原市当局は、障害者を標的にした街宣型の、すなわち公共の場所で拡声器などを用いて、「障害者は不要な存在である」等といったヘイトスピーチが行われた事例はないという意味で、立法事実はないとしたものと思われる。しかし、ある障害者施設勤務者は、「どの通所施設も送迎車が不足している。バスや電車の中、駅で健常者の集団による悪質なからかいや暴力を受け、恐怖で公共交通を使えない人が増えているためだ」という証言をしている⁽²⁸⁾。公共交通機関の使用を避けざるを得ない程度の、障害を理由にした「悪質なからかい」があったとすれば、障害者の人格の自由な発展の機会が制限されているのであるから、「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」が侵害されているということができよう。神奈川県迷惑行為防止条例は、「公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の生活の平穏を保持すること」を目的としており(1条)、その2条において、公共の場所又は公共の乗物において、多数でうろつき、又はたむろして、通行人、乗客などに、言いがかりをつけ、すぐむ等不安を覚えさせるような言動等を禁止し(1項)、その違反者に50万円以下の罰金を科している(15条4項1号)。この規定と比較しても、障害を理由とした「悪質なからかい」行為は、同

等の当罰性を有するものと言い得る。したがって、先の証言に見られるような事例が頻発していることが示されたならば、それはヘイトスピーチの規制を正当化する立法事実になり得ると思われる。ただし、こうした証言が、規制を正当化するほどに積み上げられているといえるかといえば、やはり十分であるとは言えないように思われる。

5. 小括

「本邦外出身者」に対するヘイトスピーチは、相模原市内でも発生していることを市当局も認めており、骨子及び条例は、これを禁止の対象としたのであるが、罰則の適用については見送った。罰則の適用を導入するには、川崎市のように外国人の集住地区があつて、それを標的にした街宣型のヘイトスピーチが頻繁に見られるような状況が必要であるというのが、市当局の見解のようである。これに対する批判として、川崎型の厳重で限定的な規制であれば、立法事実が不足していても、予防的な観点から規制することができるという見解もあるが、立法事実をベースにしない立法を容認することは、稚拙な立法と恣意的な法運用の横行を招くおそれがあるという意味で賛成しかねる。むしろ、ヘイトスピーチの規制を正当化する根拠を、市民各自の「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」の侵害に求めるとすれば、相模原市内であつたヘイトDVDの投函事例や、審議会から外国籍委員を排斥すべきとの街宣が頻発した事実は、十分に立法事実になり得たと思われる。

障害者に対するヘイトスピーチについては、規制の必要性を基礎づける立法事実がないというのが市当局の見解であるが、これに対し、津久井やまゆり園事件を経験した相模原市にあっては、立法事実がなくても市が掲げる「共生社会を実現する」という理念を根拠にして規制が正当化されるという批判がある。しかし、表現の自由の規制を正当化する根拠は、単なる理念や理想では足りず、市民各自の重要な生活利益に対する侵害の防止という点に求められなければならない。市民の重要な生活利益が侵害された事実が、規制の必要性を基礎づけるのであり、どのような規制手段が許されるかということも明確にする。相模原市では駅や公共交通機関内で障害者に対する「悪質なからかいや暴力」があり、障害者が公共交通機関の利用を控えざるを得ない状況があるとの証言がある。これは障害を理由とするヘイトスピーチの規制の必要性を基礎づける立法事実になり得るものと思われるが、こうした証言の収集と検証が十分に行われているかといえば、そうとは言えない。

外国にルーツを持つ人と障害者以外の性的指向、性自認、出身（部落差別）というメルクマールによって特徴付けられる集団に向けられたヘイトスピーチについてはどうであろうか。インターネット上ではこれらのメルクマールで特徴付けられる人々に対する誹謗中傷が溢れていることは周知のことであるが、相模原市内で、これらのメルクマールで特徴付けられる集団へのヘイトスピーチの規制を正当化するような立法事実は、これまでのところ提示されていないといわざるを得ない。

IV おわりに

相模原市人権尊重のまちづくり条例制定をめぐる経緯から、今後、ヘイトスピーチを規制する立法（とりわけ条例の制定）を行う際の教訓とされるべき点を考えてみたい。

まず、ヘイトスピーチを規制するためには、規制の必要性を裏付ける立法事実が必要である。ヘイトスピーチの規制を正当化する根拠は、共生社会の実現といった理念や理想では足りず、実際に市民がヘイトスピーチによって尊厳を傷つけられている実態に求められなければならない。相模原市人権施策審議会での議論でも、「どういう実害があるのか、立法事実を丹念に追っていく中で、その実害があるからそれを防止するための必要最低限の手段は何なのかということをも丹念に考えていく必要がある」という意見が表明されていたが⁽²⁹⁾、議事録を見る限り、それが実践されることはなかった。立法事実の裏付けを欠いた議論をしたため、答申が宙に浮いたものになってしまったと言えるだろう。

立法事実は、規制を行うことの正当化根拠となるだけでなく、どのような規制手段が採られるべきかを示す指標にもなる。立法事実を基に規制すべき行為を定める以上、構成要件が地域によって変わることあり得る。川崎型をベースに、地域の実情に応じた規制が求められる。川崎市は、立法事実に従って街宣型のヘイトスピーチに限定した規制条例を制定した。この街宣型のヘイトスピーチ規制が基本モデルとなるであろう。しかし、どの自治体もこの基本モデルに忠実に従う必要はない。それぞれの「地域の実情」すなわち立法事実に従って構成要件が定められるべきである。

一方、ヘイトスピーチ規制の保護法益は変わらない。ヘイトスピーチ規制の保護法益は、市民各自の「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」である。市民各自の「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」を侵害するヘイトスピーチの態様は地域によって異なり得るし、その各々が立法事実である。この立法事実から法益を保護するために必要な最小限度規制すべき行為を定めたものが構成要件とされるべきである。外国人を地域から排斥する内容のパンフレットやDVDを不特定多数の住宅の郵便受けに投函したり、駅や電車、バスの車内で障害を理由に集団で障害者をからかったりする行為は、標的とされた人々の「個人としての尊厳を保ちつつ平穏な生活を送る権利」を侵害するものであると言える。これらの行為をした者に、勧告、命令を発し、それでも繰り返すような場合に、罰則の適用をしたとしても、違憲の諺りを受けることはないと思われる。

相模原市人権尊重のまちづくり条例答申が、ヘイトスピーチの標的となる集団の特徴となるメルクマールを「本邦外出身者」から「人種、民族、国籍、障害、性的指向、性自認、出身」に拡大しようとした、その方向性は妥当であるように思われる。しかし、性的指向、性自認、出身をメルクマールとする集団へのヘイトスピーチの規制を正当化する立法事実は示されなかった。インターネット上にこれらの集団に対する誹謗中傷が溢れているからといって、地方自治体が条例でそれを規制する立法事実にはならない。地方自治体が規制できるヘイトスピーチは、当該自治体の領域内で行われたものであるか、当該自治体の住民に向けられたものであるか、そのいずれかのもをインターネット上に公開するなどして拡散した場合に限られるであろう⁽³⁰⁾。

ヘイトスピーチの主戦場が街頭からインターネット上に移った現在では、地方自治体にできるヘイトスピーチ規制は限られている。インターネット上のヘイトスピーチを規制するには、ヘイトスピーチ解消法の改正が不可欠である。

注

- (1) 楠本孝「(仮称)相模原市人権尊重のまちづくり条例答申について」地研年報28号(2023年11月)13-38頁。
- (2) 『相模原市人権尊重のまちづくり条例(案)の骨子』に関するパブリックコメント手続の実施結果について」の「条例案全体に関すること」の397、『I前文』に関するもの」の6以下及び175に対する「市の考え方」参照。
- (3) 同上、「条例案全体に関すること」の396及び404、『I前文』に関するもの」の6以下及び181以下参照。
- (4) 2023年12月12日付神奈川新聞：時代の正体「相模原市人権施策審議会詳報」。
- (5) 宇賀克也『地方自治法概説〔第9版〕』(有斐閣、2021年)300頁。
- (6) 宇賀、同上、265頁、326頁以下。
- (7) 審議会の議事録を見る限り、この点を正面から検討した形跡は見られない。審議会の委員は、独立した第三者機関と明記することはできないとしても、人権委員会が「実態として中心になる仕組み」を地方自治法上の枠組みと整合性を持たせながら作ってほしいと答申したものと説明しているが(2023年12月12日付神奈川新聞)、そうであるなら、答申の審議過程でそのことを十分に検討しておくべきであった。答申に至る人権施策審議会の議論では、事務局と委員との間の意見交換の不足が顕著であり、委員の側から出される様々な「画期的な」提言について、現行法上実施可能なものであるかの検証が必要である旨の意見を出して、慎重な審議を求めるのは事務局の最も基本となる職務であろう。委員と事務局との間の意見交換を通じて、地方自治法との抵触を避けつつ、理想の姿に近い案を答申することができたかもしれない。委員に理想の案を答申させておいて、それを無視したような条例案を作成することは、審議会の存在を蔑ろにすることに他ならない。
- (8) 宇賀克也『行政法概説Ⅲ〔第3版〕』(有斐閣、2013年)30頁。
- (9) 楠本、前掲(注1)論文、17頁参照。
- (10) 2024年1月25日付神奈川新聞：時代の正体「相模原市人権条例案の間違い」。
- (11) 2024年1月18日付神奈川新聞：時代の正体「相模原市人権条例案の間違い」。
- (12) 楠本、前掲(注1)論文、25頁以下。
- (13) 芦部信喜(高橋和之補訂)『憲法〔第八版〕』(岩波書店、2023年)409頁。
- (14) 2023年12月10日付神奈川新聞：時代の正体「相模原市人権条例案骨子 憲法学者・奈須祐治教授に聞く」。
- (15) この川崎市条例の詳細については、楠本孝「ヘイトスピーチを刑事規制する川崎市条例について」三重法経154号(2022年3月)1-36頁参照。
- (16) 芦部(高橋補訂)、前掲(注13)書、409頁。

- (17) この点についての詳細は、楠本、前掲（注15）論文、21、29頁参照
- (18) 市長のこの評価は根拠がないものではなく、神奈川県弁護士会は、2019年6月13日付で「川崎市・相模原市に対して、ヘイトスピーチ対策として実効性のある条例の制定を支持する会長声明」を発している。瀧大知『「選挙ヘイト」と警察対応——相模原市議会選挙の事例から』和光大学現代人間学部紀要13号81頁以下も参照。
- (19) 前掲（注11）神奈川新聞。
- (20) 2023年12月17日付神奈川新聞：時代の正体「相模原市人権条例案骨子」（師岡康子弁護士のコメント）。
- (21) 同上。
- (22) 『「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」解釈指針〔第2版〕』35頁。
- (23) 楠本、前掲（注1）論文、30頁以下参照。
- (24) 2024年1月19日付神奈川新聞：時代の正体「相模原市人権条例案の違い」。
- (25) 2021年度第3回相模原市人権施策審議会（2021年11月21日開催）会議録18頁（金子匡良委員の発言）。
- (26) 前掲（注24）神奈川新聞。
- (27) 前掲（注14）神奈川新聞。
- (28) 2023年12月16日付神奈川新聞：時代の正体「相模原 当事者の訴え」。
- (29) 2020年度第1回相模原市人権施策審議会（2020年8月18日開催）会議録8頁（発言者名の記載なし）。
- (30) 「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」5条1項参照。

【受入図書一覧】

本研究所で2021年12月以降に受け入れた図書は次の通りです。

登録No.	書名	ISBN/ISSN
7007968	データでみる県勢 2022	9784875493471
7007969	全国市町村要覧 令和3年版	9784474076280
7007970	日本子ども資料年鑑 2021	9784877583859
7007971	社会福祉の動向 2021	9784805882627
7007972	経済財政白書 令和3年版	9784865792881
7007973	土地白書 令和3年版	9784909946331
7007974	統計でみる都道府県のすがた 2021	9784822341084
7007975	犯罪白書 令和2年版	9784907343194
7007976	類似団体別市町村財政指数表 令和3年10月	
7007977	地方交付税制度解説令和2年度	
7007978	保険と年金の動向 2021/2022	
7007979	地域経済総覧 2022	
7007980	現代経営情報論	9784641221789
7007981	都市5.0	9784798165479
7007982	デジタルエコノミーと課税のフロンティア	9784641227910
7007983	超ID社会	9784881253441
7007984	こうすればうまくいく行政のデジタル化	9784324109298
7007985	デジタル起点の金融経営変革	9784502376313
7007986	自治体DXでどうなる地方自治の「近未来」	9784880377292
7007987	日本都市年鑑 令和3年版	9784474076532
7007988	改正地方財政詳解 令和3年度	

7007989	脳に刻まれたモラルの起源	9784000296090
7007990	社会はなぜ左と右にわかれるのかの道徳心理学	9784314011174
7007991	ケアをデザインする	9784623092246
7007992	Rが生産性を高める	9784297125240
7007993	保健福祉職のための「まち」の健康づくり入門	9784623085569
7007994	Rでらくらくデータ分析入門	9784297125141
7007995	社会学ドリル	9784788515161
7007996	社会福祉の動向 2022	9784805884133
7007997	日本子ども資料年鑑 2022	9784877583866
7007998	やまだようこ著作集 第4巻 質的モデル生成法	9784788516977
7007999	やまだようこ著作集 第5巻 ナラティブ研究	9784788517035
7008000	「シカゴ学派」の社会学	9784641174603
7008001	質的心理学の方法	9784788510708
7008002	社会運動の現在	9784641174535
7008003	良質な質的研究のための、かなり挑発的でとても実践的な本	9784788516724
7008004	問いからはじめる社会運動論	9784641150775
7008005	急性期病院のエスノグラフィー	9784788516816
7008006	マイノリティ問題から考える社会学・入門	9784641174634
7008007	社会倫理学講義	9784641221741
7008008	日本のフェミニズム	9784641174733
7008009	社会学入門	9784641174467
7008010	社会学はどこから来てどこへ行くのか	9784641174412
7008011	新しい地域ネットワークの教科書	9784866673134
7008012	統計でみる都道府県のすがた 2022	9784822341374
7008013	犯罪白書 令和3年版	9784865793024
7008014	公務員白書 令和4年版	9784865793215
7008015	消費者物価指数年報 令和3年	9784822341435
7008016	地方財政白書 令和4年版	9784865793093
7008017	在留外国人統計 2021年版	
7008018	地方交付税制度解説 令和3年度	
7008019	地方財政要覧 令和3年12月	
7008020	新国保保険料収納課長奮戦記	4784601988
7008021	ナショナル・ミニマムの軸となる最賃制	4272310437
7008022	排除される若者たち	4759201173
7008023	どうする?生活保護「改正」	
7008024	保育者の現在 : 専門性と労働環境	9784623049912
7008025	ユニットケアという幻想	4876721572
7008026	社会福祉調査入門	4623039722
7008027	これでもガマン?!労働弁護士の事件ノート	4250206270
7008028	医療改革と病院	4326750472
7008029	三位一体改革ここが問題だ	4492620591
7008030	老人ホームの錬金術	4588672053
7008031	階級社会	4791761308
7008032	魂の労働	4791760689

7008033	福祉国家の医療改革	4887135084
7008034	社会福祉学の方法	
7008035	女性の就業と親子関係	4326648627
7008036	社会福祉辞典	
7008037	優生学と人間社会	4061495119
7008038	「家族」と「幸福」の戦後史：郊外の夢と現実	4061494821
7008039	パラサイト社会のゆくえ	4480061959
7008040	教育改革と新自由主義	4901330411
7008041	福祉政策研究入門	9784750353586
7008042	福祉政策研究入門	9784750353593
7008043	地域福祉とは何か	9784805884591
7008044	家族崩壊と子どものスティグマ	9784873789958
7008045	保健医療分野に生かす個と家族を支える心理臨床	9784760832774
7008046	動かして学ぶ!はじめてのテキストマイニング	9784779516399
7008047	社会調査のための計量テキスト分析	9784779514746
7008048	JMPによる医療統計	9784904307892
7008049	子ども白書 2022	9784780312324
7008050	科学技術・イノベーション白書 令和4年版	9784865793222
7008051	経済財政白書 令和4年版	9784865793314
7008052	子供・若者白書 令和4年版	9784865793284
7008053	国民衛生の動向 2022/2023	
7008054	女性白書 2022	9784593103751
7008055	地方交付税制度解説 令和4年度：単位費用篇	
7008056	国土交通白書 2022	9784909946416
7008057	保育白書 2022	9784894642911
7008058	地域経済総覧 2023	
7008059	土地白書 令和4年版	9784990971267
7008060	警察白書 令和4年版	9784865793444
7008061	厚生労働白書 令和4年版	9784865793413
7008062	包括的な支援体制のガバナンス	9784641174719
7008063	伴走支援システム	9784750353739
7008064	自助社会を終わらせる	9784000615334
7008065	伴走型支援	9784641174665
7008066	誰も断らない	9784022518255
7008067	15歳からの社会保障	9784535587663
7008068	スティグリッツ公共経済学, 上	9784492315446
7008069	スティグリッツ公共経済学, 下	9784492315453
7008070	金融情報システム白書 令和3年版	9784881777756
7008071	情報システムの標準化・共同化を自治体の視点から考える	9784797281576
7008072	デジタル時代の金融システム	9784322140385
7008073	デジタル改革関連法で変わる自治体の個人情報保護対応	9784324110584
7008074	自治体クラウドファンディング	9784313161733
7008075	データでみる県勢 2023	9784875493488
7008076	全国市町村要覧 令和4年版	9784474079762
7008077	日本都市年鑑 令和4年版	9784474079359

7008078	改正地方財政詳解 令和4年度	
7008079	遺伝子・多様性・循環の科学	9784814001996
7008080	終わりなき侵略者との闘い	9784778035341
7008081	地球は復讐する	9784794203618
7008082	獣医病理学者が語る動物のからだと病気	9784895318709
7008083	生き物と環境, 3外来種とのつながり	9784265090839
7008084	絶滅から救え!日本の動物園&水族館	9784309615936
7008085	陸の外来生物	9784623081738
7008086	行政改革の国際比較	9784623093717
7008087	政治学: 概念・理論・歴史	9784623094547
7008088	自治体DX推進とオープンデータの活用	9784818826052
7008089	検証財界	9784120053016
7008090	経済財政白書 令和4年版	9784865793314
7008091	天皇制国家の専制的構造	9784845117154
7008092	明治憲法下の治安法制と市民の自由	9784845117161
7008093	戦後日本の治安法制と警察	9784845117178
7008094	戦後政治史の中の天皇制	9784845117185
7008095	現代政治史の中の象徴天皇制	9784845117192
7008096	日本国憲法「改正」史	9784845117208
7008097	政治改革と憲法改正	9784845117215
7008098	現代改憲をめぐる攻防	9784845117222
7008099	運動が支える憲法の力	9784845117239
7008100	社会福祉の動向 2023	9784805888018
7008101	保険と年金の動向 2022/2023	
7008102	障害者支援員もやもや日記—当年78歳、今日も夜勤で、施設見回ります	9784866809274
7008103	EBPM(エビデンス(証拠・根拠)に基づく政策立案)とは何か	9784895145152
7008104	コロナ時代を生き抜く自治体経営論	9784883257577
7008105	エビデンスに基づいた政策決定(EBPM)	9784875558705
7008106	エビデンスに基づく自治体政策入門	9784875264064
7008107	羊たちの沈黙は、なぜ続くのか?	9784990969646
7008108	地方自治組織法制の変容と地方議会	9784589041258
7008109	日本子ども資料年鑑 2023	9784877583897

編集後記

残暑きびしい折柄、今年・2024年度最初の地研通信、149号をお届けいたします。今年度は、本研究所に新たな研究員6名を迎え入れ、昨年度よりも5名多い、総勢14名による研究体制となりました。今号では、その各研究員の研究概要等をご紹介します。また、6頁からは、本研究所の前所長である楠本孝・特別研究員の論考「補遺：『相模原市人権尊重のまちづくり条例』をめぐって」を掲載しています。興味深い内容の今号も、ぜひ、お楽しみください。(西川)